

令和7年11月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料** (その2)  
~~~~~

徳島県警察本部

目 次

| | |
|---|---|
| I 提出案件 | 3 |
| 1 その他の議案等 | 3 |
| (1) 条例案 | 3 |
| ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について | 3 |
| イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 5 |

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

令和7年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

(a) 給料表の引上げ改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとした。

- ・行政職給料表：初任給を含め若年層に重点を置き、全世代で引き上げ
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に引き上げ

(b) 期末手当・勤勉手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に引き上げることとした。

また、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」に引き上げることとした。

(c) 期末手当・勤勉手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の126.25」に配分を均等化することとした。

また、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の106.25」に配分を均等化することとした。

(d) 通勤手当の改定

自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする警察職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額を加算することとした。

(e) 在宅勤務等手当の新設

住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた警察職員に対し、月額3,000円を支給することとした。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(a) 期末手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の172.5」から「100分の177.5」に引き上げることとした。

(b) 期末手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の175」に配分を均等化することとした。

c 施行期日

公布の日(a(c)(d)(e)及びb(b))については、令和8年4月1日から施行する。

a(a)については、令和7年4月1日から、a(b)及びb(a)については、令和7年12月1日から適用する。

イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正されることに鑑み、徳島県会計年度任用警察職員に適用される給料表の改定等に関し必要な事項を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

a 給料表の適用

徳島県会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正後の給料表について、令和7年4月1日から適用することとした。

b 在宅勤務等手当及び在宅勤務等に係る報酬の支給

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正されることに鑑み、フルタイム会計年度任用警察職員に在宅勤務等手当を、パートタイム会計年度任用警察職員に在宅勤務に係る報酬を支給することとした。

c 施行期日

公布の日（bについては、令和8年4月1日）から施行する。